

第 8 5 号議案

足立区立老人館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立老人館条例の一部を改正する条例

足立区立老人館条例（昭和 4 8 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「足立区立老人館（以下「老人館」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定め、もつて」を「老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 1 5 条第 5 項の規定に基づき足立区立老人館（以下「老人館」という。）を設置することにより、」に、「老人の福祉」を「老人の福祉の向上」に改める。

第 3 条第 2 号中「及び」の次に「相談並びに」を加える。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

（休館日）

第 4 条 老人館の休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は休館することができる。

（ 1 ） 日曜日

（ 2 ） 月曜日

（ 3 ） 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日（以下「国民の祝日」という。）

（ 4 ） 国民の祝日が月曜日にあたる時の翌日

（ 5 ） 1 月 2 日及び同月 3 日

（ 6 ） 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで

2 前項の規定にかかわらず、敬老の日は休館日としない。

(開館時間)

第 5 条 老人館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第 10 条を第 13 条とし、第 9 条を削り、第 8 条を第 12 条とし、第 7 条を第 11 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

(使用料)

第 9 条 老人館の使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 7 条第 3 号の規定により利用の承認を受けた者は、別表に定める額を限度として施設面積及び利用時間に応じて規則で定める使用料を前納しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の不還付)

第 10 条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部を還付することができる。

第 6 条を第 8 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

(利用者の範囲)

第 6 条 老人館を利用できる者は、年齢が 60 歳以上の者とする。ただし、区長が特別の事情があると認められた者については、この限りでない。

(利用の承認)

第 7 条 老人館を利用しようとする者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ区長に申請し、その承認を得なければならない。

(1) 老人クラブ等で集団的に利用する場合

(2) 老人の福祉向上のため利用する場合

(3) 休館日 (1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までを除く。) 及び開館時間以外の時間に地域の団体 (原則として区内に在住し、又は在勤する者で構成する団体で、区長が別に定めるものをいう。) が利用する場合

付則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

施設	使用区分	
	1時間ごと	1日10時間を超える場合
床面積85平方メートル未満の施設	500円	5000円
床面積85平方メートル以上の施設	700円	7000円

備考 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。ただし、第10条を第13条とし、第9条を削り、第8条を第12条とし、第7条を第11条とし、同条の前に2条を加える改正規定及び付則の次に別表を加える改正規定については、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行日以後の老人館の利用に係る使用料の徴収については、施行日前にこれを行うことができる。

（提案理由）

地域の団体による老人館の利用を有料化するとともに、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。